綾瀬市教育委員会会議録

令和８年２月定例会

令和８年２月１２日開議

綾瀬市教育委員会

出 席 委 員

教育長	袴田 毅君
教育長職務代理者	田中 恵吾君
委員	亀ケ谷 由美子君
委員	齊藤 隆訓君
委員	林 紀美子君

事 務 局 職 員

教育部長	大矢 博之君
教育総務課長	三田 哲郎君
参事兼学校教育課長	山上 貴司君
学校給食センター所長	比留川 晋一君
参事兼教育指導課長	春木 純子君
参事兼教育研究所長	渡邊 倫康君
市民環境部長	増田 正君
生涯学習課長	瀧川 泉君

書 記

教育総務課総務担当主幹	関 洋平
教育総務課総務担当主任主事	野尻 裕一

令和８年綾瀬市教育委員会会議２月定例会議事日程

令和８年２月１２日（木）午後１時３０分開議

日程第１		会議録署名委員の指名について

議案

日程第２	第３号議案	綾瀬市生涯学習推進プラン（第２期綾瀬市教育振興基本計画）後期実行計画の決定について
日程第３	第４号議案	第４次綾瀬市子ども読書活動推進計画の決定について
日程第４	第５号議案	綾瀬市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則
日程第５	第６号議案	綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会規則の一部を改正する規則
日程第６	第７号議案	綾瀬市教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則
日程第７	第８号議案	綾瀬市総合教育支援センター条例施行規則
日程第８	第９号議案	綾瀬市教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程
日程第９	第１０号議案	令和７年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて
日程第１０	第１１号議案	令和８年度綾瀬市一般会計予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて
日程第１１	第１２号議案	綾瀬市職員定数条例の一部を改正する条例（案）について

日程第１２	第１３号議案	綾瀬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
日程第１３	第１４号議案	和解の成立（案）について
日程第１４	第１５号議案	県費負担教職員の人事について【非公開】

報告

日程第１５	第１号報告	令和７年度第４回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童の学校（学級）指定の報告について【非公開】

午後１時３０分　開会

○教育長（袴田毅君）

あらかじめご報告をさせていただきます。

本日の会議には、傍聴の申し出者がございますが、定員を超えておりませんので、申し出のとおり傍聴を許可いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、会議途中で傍聴の希望があった場合は、随時、入室を許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより傍聴人の入室を認めます。

（ 傍聴人入室 ）

○教育長（袴田毅君）

ただいまの出席者は５名であります。

定足数に達しておりますので、これより、綾瀬市教育委員会会議２月定例会を開会いたします。

○教育長（袴田毅君）

日程第１　会議録署名委員の指名をいたします。

会議録署名委員に、林委員を指名いたします。

○教育長（袴田毅君）

議題に入ります前に、本日の議事日程についてお諮りいたします。

「日程第９　第１０号議案　令和７年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて」から「日程第１３　第１４号議案　和解の成立（案）について」までの５件は、綾瀬市議会３月定例会に提出予定の議案に関するものであり、現時点では非公開である情報等が含まれているため、綾瀬市教育委員会会議規則第８条第１項第４号の規定により、「日程第１４　第１５号議案　県費負担教職員の人事について」は、人事に関するものであるため、同規則第８条第１項第１号の規定により、「日程第１５　第１号報告　令和７年度第４回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童の学校（学級）指定の報告について」は、個人情報が含まれるため、同規則第８条第１項第３号の規定により、それぞれ非公開審議にしたいと存じます。

お諮りいたします。以上の７件を非公開審議とすることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（　委員の挙手確認　）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって本７件は、非公開審議とすることに決しました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第２　第３号議案　綾瀬市生涯学習推進プラン（第２期綾瀬市教育振興基本計画）後期実行計画の決定について」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。

市民環境部長、お願いいたします。

○市民環境部長（増田正君）

それでは、よろしくお願いいたします。

第３号議案綾瀬市生涯学習推進プラン第２期綾瀬市教育振興基本計画後期実行計画の決定について御説明いたします。

議案書、３ページを御覧ください。

令和３年１２月に策定をいたしました綾瀬市生涯学習推進プラン、第２期綾瀬市教育振興基本計画、前期実行計画の計画期間が、令和７年度で終了いたしますことから、国及び県、本市の計画・方針や、前期実行計画での取組状況を踏まえ、今後取り組むべき事業を見直すことで、本市の生涯学習の充実を図るため、令和８年度から令和１２年度までの５年間を計画期間とする後期実行計画を決定いただきたく提案するものでございます。

後期実行計画の策定に当たりましては、先ほど申し上げました見直しを行いまして、作成した素案に対して、教育委員の皆様に、御意見をいただきましたほか、市長が管理する事務については、主に、綾瀬市生涯学習推進審議会、教育委員会の職務権限とされている家庭や地域における社会教育等については、主に綾瀬市社会教育委員、歴史や文化財に関する部分では、主に綾瀬市文化財興委員及び綾瀬市市史編集審議会等の、関係機関への意見照会を行いました。

いただきました御意見をもとに、改めて計画を見直し、本日、最終案を、第３号議案、ページとしてまとめたものでなってございます。

綾瀬市教育委員会の連名での発行でございますので、本日の教育委員会会議での決議後、市長決裁を行いまして、計画を策定してまいりたいと考えてございます。

今後も、教育委員会とともに、本計画を着実に実行していくとともに、綾瀬市学校教育推進プランとの連携を図りながら、生涯学習行政の推進を図ってまいりたいと思っております。

以上で説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第３号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

ありがとうございます。

まず、資料はよく出来てるなあという感想で、生涯学習ってすごく大事だということを改めて感じさせてもらうような、内容だったのでよかったかなと思います。

その中で、綾瀬の宝である、生涯学習人材バンク制度というところがありますが、実際今、何名ぐらいいて、同じ人が登録した、同じ人の顔ぶれになってしまっているなど、そういう問題点などがあれば現状を教えてもらえると助かります。

よろしくお願いします。

○教育長（袴田毅君）

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧川泉君）

はい、ただいまいただきましたこの生涯学習人材バンクでございます。

まず登録、講師として登録されている市民の数が、約１３０人ということで、こちらのほうは、この資料全体を通して、コロナ禍で大きく停滞してしまったのですけど、コロナ後、ありがたいことに、元どおりに戻っております。

講師の状況は、例えば、どちらかというと、やや微増している状況でして、今年度は新しい５人の方が、今、自分の持っているスキルを、広く市民の方に伝えたいということで、協力していただいております。

一方で、登録している方が毎年毎年、高齢化も進めるので、もう、年齢的に引退したいという方も、いらっしゃるのですが、それらを差し引いても、やや増えているような推移で動いてございます。

講座の回数につきましては、延べで全何回というものが多いので、それで言うと、令和６年度の実績になりますが、１００回ほど開催して、利用人数も延べ７４５人となってございます。

今年度の実績につきましては、１年間の分をまとめて、講師の方に聞くということでやっています。

以上でございます。

○委員（齊藤隆訓君）

素晴らしい事業です。

ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

ほかはいかがでしょうか。

はい、田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

感想的になって申し訳ありません。

とても論点が整理されていて、非常にわかりやすかったです。

高く評価したいと思います。

特に、２点。

どうしてそう思ったのかを伝えたいと思います。

ひとつは表や図、これをできる限り用いて、視覚的に見やすくなっていると思いました。

それから２つ目は、前期を受けて、今、課題がこういう課題がありますよというのを明確にしておいて、さらには、今後、何年間で、こういう改善をしていきますよという方向性までが、私はわかりやすく感じ、高く評価したいとも思います。

お疲れさまでした。という感想です。

○教育長（袴田毅君）

ほかはよろしいですか。

それでは、質疑・討論なしと認めます。

これより、第３号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（　委員の挙手確認　）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第３　第４号議案　第４次綾瀬市子ども読書活動推進計画の決定について」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。

市民環境部長、お願いいたします。

○市民環境部長（増田正君）

それでは、第４号議案「第４次綾瀬市子ども読書活動推進計画の決定について」、ご説明いたします。

議案書の４ページをご覧下さい。

本市の全ての子どもたちが読書を通じ、自ら学び、考え、人を思いやる豊かな心を育み成長していくことを目指すうえで、今後取り組むべき施策を明らかにし、様々な機会と場所に置いて読書環境の整備、充実を図るため、令和８年度から令和１２年度を計画期間とする第４次綾瀬市子ども読書活動推進計画を決定いただきたく提案するものでございます。

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく計画となっておりまして、国や県の計画のほか、綾瀬市学校教育推進プラン及び綾瀬市生涯学習推進プランとの整合性を図るとともに、生涯学習推進プランに位置づけのある、子ども読書活動推進施策に関する個別実施計画として位置付けた計画となってございます。

行政や学校、公民館、図書館関係者で構成されました策定委員会において、意見交換を行いながら検討を重ね、第３次計画における成果と課題、デジタル化の進展など社会状況の変化、国や県の計画の趣旨等を踏まえ、これまでの取り組みを拡充するだけではなく、新たな取り組みを取り入れながら素案を作成いたしました。

教育委員の皆様をはじめ、社会教育委員や生涯学習推進審議会委員のほか、庁内の各部局からいただきました素案に関する御意見を踏まえまして本日、最終案を第４号議案別紙としてまとめてございます。

綾瀬市・綾瀬市教育委員会の連名での発行でございますので、本日の教育委員会会議での決議後、市長決裁を行い、計画を策定してまいりたいと考えてござます。

今後も本計画に基づき家庭や地域、学校を始め、関係機関がそれぞれ連携協力して、各種施策の実現に努め、一人一人の子どものライフステージに応じ、本市の全ての子どもたちが読書活動を行うことのできる読書環境の整備充実を図っていきたいと思います。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは第４号議案に関しまして、質疑、討論がございましたらお願いいたします。

はい、林委員。

○委員（林紀美子君）

小学校や中学校の学校図書館、素晴らしい設備作りをしていただいてありがとうございます。

私の娘は６年生なのですが、その学校図書館でよく行くのと聞くと、行く時間がないという答えが返ってきて、何か寂しいなあと思ったので、低学年は図書の時間とかあったなと記憶がありますが、高学年になったら図書の時間を設けているのでしょうか。

聞きたいです。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

図書の時間についての御質問でございますが、今、おっしゃられたように、まず小学校の学習指導要領では、総則、国語等におきまして、読書活動の充実や、学校図書館の利用についての記載がございます。

それを受けて、小学校では、主に低学年、学校によっては中学年、国語科の時間を使って図書の時間を設けております。

ただ、高学年につきましては、国語の時間数自体が減っているということもあり、各学習の中での工夫として、学校図書館の利用が図られているところでございます。

○委員（林紀美子君）

ありがとうございます。

せっかく素晴らしい図書館があるので、全学年の児童・生徒に使用していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○教育長（袴田毅君）

はい、ほかはいかがでしょうか。

亀ケ谷委員。

○委員（亀ケ谷由美子君）

子ども読書活動推進計画の、素晴らしい資料をありがとうございました。

先日になりますが、文科省の分科会に参加したときに、綾瀬市の読書活動や学校図書館について、他県の教育長さんや教育委員さんにお話しする機会があったのですが、配本事業の話をさせていただいて、やっぱり驚かれるのです。

綾瀬市のレベルの高さというか充実さというか、ある県の教育長さんはとても素晴らしいとお褒めの言葉をいただきました。

これほど素晴らしい図書館があるので、例えば保護者の方にもＰＴＡの広報紙を通して、写真で見ていただけると一目で分かるというか、その素晴らしさが視覚的に分かると思うので、もう

少し周知を広げていただいて、子どもたちにも、1 人でも多く、そのすてきな学校図書館に足を運ぶような環境をこれからも、つくっていただければと思います。

今回はありがとうございました。

○教育長（袴田毅君）

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧川泉君）

ありがとうございます。

ただいまの委員からの説明いただきましたとおり、学校図書館は非常に充実しているという状況でございます。

これをいかにその魅力を伝え、利用してもらうかという広報活動が大事だと思っていますので、教育委員会とあと我々市長部局のほうで連携して、周知していきたいと思います。

実際にＰＴＡの広報紙でも、ついこの間、広報紙の今年度の広報誌コンクールの審査会がございました。

私も審査委員に参加しているのですが、各校の広報誌見た中で、やっぱり学校図書館にスポットを当てて、学校図書館の人も顔出しで出して、「こういう思いで図書室の環境を整えていますよ」、「行ってみてこうだった」という生の声の紹介で、あとは、本の展示の方法を写真で紹介している学校もございましたので、そんなのは当然審査の中に加点ポイントになってございます。

そういった学校の現状が、図書館もそうだし図書館以外にも分かるような広報紙をつくることが、保護者にとってもいい情報が伝わるんだよということで、広報の研修もございますので、その中で、また、来年度に向けて、発信してまいりたいと思います。

そのほかにも、教育指導課と連携して、さらなる周知方法、あとは学校図書館と図書館の連携というのも、引き続き進めてまいりたいと思います。

お願いしたいと思います。

○委員（亀ケ谷由美子君）

ありがとうございました。

○教育長（袴田毅君）

はい、ほかはいかがでしょうか。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

推進プランと同じような、感想を述べさせていただけたらと思います。

計画の２ページ、３ページを開けると、今、子どもたちの読書活動の現状がグラフや、折れ線グラフでこうなっています。

小学校・中学校、こうなっています。

高校生の現状は、こうです。

先ほども言いましたが、この現状を打破するために、今後どのような取組をしていけばいいのかというのが、具体的に計画されています。

難しい部分もあるかと思いますが、ぜひ前向きに検討されて、その実現を願っている１人であります。

どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○教育長（袴田毅君）

はい、ほかはいかがでしょうか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧川泉君）

ありがとうございます。

今、御指摘いただきましたとおり、本計画の調査分析において、綾瀬の中学生のお子さんは、前期アクションプランと毎年毎年数字が上がっていって、全国平均を上回るという非常に望ましい結果になっておりますが、一方で小学生のほうが、毎年数字が下がっていて、最終的には全国平均を下回っているという非常に厳しい状況でございます。

いろいろ、我々も、関係の皆さんと議論した中で、スマートフォンだったり塾だったり、親御さんも共働きで忙しいというところで、中々、読書の時間を持つことが難しかったり、本に対する興味を持つ機会が減っている、いろんな課題がどんどん浮き彫りになりました。

そういった課題が明確になっていますからこそ、その処方箋をここの計画で示したところでございますので、こちらのほうも、生涯学習課と学校の図書館、あと市立図書館と連携して、読書環境の充実に努めてまいりたいと思いますので、皆様といろいろ議論している中で、印象的、共通で出てきた意見として、大人自身が本を読むことの楽しさ、素晴らしさというのを、子どもの前で見せてあげるということがすごく大事ですよねということが共通していただいています。

それから、同じことなのですけど、本を読みなさい、スマホばかりやっていてはダメ、そういったやりなさいって言われると、子どもって不思議なものでなかなかこう、やる気にならないなんていうところもいろんな方から声が出ておりましたので、そういった声を大事にしながら、ここに掲げた政策を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

他は、いかがでしょうか。

はい、それではこの推進計画に沿って、綾瀬の文化の一つの力ということで、ぜひよろしくお願いします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、これで質疑討論なしと認めます。

これより、第４号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（　委員の挙手確認　）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第４　第５号議案　綾瀬市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。

教育部長、お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、第５号議案「綾瀬市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則」について、御説明いたします。

議案書の６ページを御覧ください。

提案理由でございますが、教育委員会の組織等について所要の改正をいたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第２条第１項第３号の規定により提案するものでございます。

今回の組織変更の内容は、大きく分けて三つございます。

一点目は、新たに綾瀬市総合教育支援センターを設置することに伴い、同センターを綾瀬市教育委員会の教育機関として位置付けるもの、二点目は、綾瀬市心身障害児童・生徒の名称を改めるものでございます。

なお、以上の２件は、令和７年教育委員会会議１０月定例会において審議いただいた後、綾瀬市議会１２月定例会に上程され、議決をいただいております。

三点目は、現在は教育部教育研究所に担当を設置しておりませんが、教育部に属する他の教育機関には担当を設置していること等を踏まえ、新たに「研究担当」を設置するものでございます。

それでは、改正内容について御説明させていただきます。

議案資料の２ページ・３ページを御覧ください。

本ページ以降が新旧対照表となりますが、右側が現行の規定、左側が改正案となっております。

中段の第２条第３号において、綾瀬市の教育機関について規定しておりますが、改正案にあるとおり、教育機関の定義に総合教育支援センターを追加します。

次に、第６条の表において、教育委員会事務局の各課が分掌する事務について規定しておりますが、教育指導課が所管する事務のうち、総合教育支援センターにおいて実施することとなるものを削除します。

４ページ・５ページを御覧ください。

第７条の表において、附属機関の名称及び主管課等について規定しておりますが、「綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会」を「綾瀬市教育支援委員会」に、「教育指導課」を「総合教育支援センター」に改めます。

次に、第８条において、教育研究所の設置について規定しておりますが、「研究担当」を設置する旨を規定するとともに、教育研究所の分掌事務のうち、総合教育支援センターにおいて実施する２つの事務を削除します。

次に、第１０条において、総合教育支援センターの設置に関する条項として、名称及び位置、「支援担当」を設置する旨、分掌事務、教育部に属する旨を規定します。

恐れ入りますが、議案書の６ページにお戻りください。

上段の附則第１項にございますとおり、総合教育支援センター及び教育研究所の担当を新設する規定については令和８年４月１日から、就学指導委員会の名称変更の規定については５月１日から施行することとしております。

また、綾瀬市教育委員会職員の職の設置等に関する規則において、教育研究所及び教育機関の担当に設置する職に関する規定がございますが、教育研究所に担当を新設することに伴い、「教育研究所及び」の文言が不要となることから、附則第２項において改正を行います。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第５号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

（　質疑等の有無確認　）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第５号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（　委員の挙手確認　）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第５　第６号議案　綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会規則の一部を改正する規則」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。

教育部長、お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、「第６号議案　綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会規則の一部を改正する規則」について、御説明いたします。

議案書の７ページをご覧ください。

提案理由でございますが、下段に記載のとおり、綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会の名称を変更するため、所要の改正をいたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第２条第１項第３号の規定により提案するものでございます。

同委員会の名称変更につきましては、綾瀬市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）を綾瀬市議会令和７年１２月定例会へ上程するに当たり、令和７年１０月の教育委員会会議において御審議いただいており、同条例（案）が市議会の議決を経たため、教育委員会規則についても改正を行うものでございます。

それでは、議案資料６ページ・７ページの新旧対照表を御覧ください。

右側が現行の規定、左側が改正案となっております。

上段に記載のとおり、同委員会の名称を「就学支援委員会」に改めるとともに、第２条において「心身障害児」という文言を、「障害等により配慮を必要とする児童及び生徒」という表現に改めます。

また、第８条において、会議の非公開に関する規定を追加しております。

恐れ入りますが、議案書の７ページにお戻りください。

中段の附則にございますとおり、施行期日につきましては、令和８年５月１日としております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第６号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

はい、田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

文言の確認をしたいとおもいます。

変更する部分の心身障害児、という文言がありますね。

そのあとにも、漢字で障害等とってなっていますが、自分が経験上からは、人権的な配慮から、害は平仮名で書くような方向で考えていましたが、これは法律用語ですかというのをまず確認したいのですが、教えてください。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

障害等という漢字を使った言葉につきましては、学習指導要領やそういった法律、また医学用語としては、この漢字が使われております。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

ということは、我々も学習指導要領が憲法のようなものですから、法律的にという意味合いを持っているという理解でいいですか。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

はい、田中職務代理がおっしゃられたように、綾瀬市の障害の害の平仮名表記取扱い指針におきましても、障害の害という漢字の否定的なイメージに配慮して、市が率先して、そういった、不快感を与えないように、可能な限り平仮名表記に努めるということは示されております。

ただそこに適用除外というようなところもございまして、今、回答いたしました、そういった国の法律、またそういった市の条例規則、要綱等で使用されている要項については、漢字が使えるということになっております。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

理解しました。

いいですか。

○教育長（袴田毅君）

よろしいですか。

職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

すいません、意見として、今後の方向性として、やはり整合性を持たせることが大事なので、こういうものとかこういうもの、それから予算書の中にも平仮名で書いていますよね。

書いてる部分があるのですよ。

予算書というか、後で説明を聞きます。

そういうようなこともあるので、難しいのかもしれないが、市もその方向でいっているし、自分が今まで関わってきた障害のある子の保護者たちも、この害という字をすごく、変えてほしいというか、強い思いが伝わってきたのです。

ですので、法律的な部分でしょうがない部分あるかもしれませんが、ぜひ、その思いだけはしっかりと受け止めておいてほしいと感じました。

○教育長（袴田毅君）

はい、要望ということで。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

そうです。

○教育長（袴田毅君）

ほかはいかがでしょうか。

（　質疑等の有無確認　）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第６号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（　委員の挙手確認　）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第６　第７号議案　綾瀬市教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則」、

「日程第７　第８号議案　綾瀬市総合教育支援センター条例施行規則」、

「日程第８　第９号議案　綾瀬市教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程」、

以上の３件は、いずれも綾瀬市総合教育支援センターの設置に伴う教育委員会の規則及び規程の制定及び改正に関連しますので、一括して議題といたします。

それでは、本３件に関し説明を求めます。

なお、説明は一括して行いますが、質疑・討論及び採決につきましては、個別で行います。

それでは、教育部長、お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、第７号議案から第９号議案までの３件について、一括して御説明いたします。

議案書の８ページを御覧ください。

始めに、第７号議案「綾瀬市教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございますが、綾瀬市総合教育支援センターの開設に伴い、本条例施行規則に基づく教育研究所の事業及び教育相談員に係る事項について所要の改正を行うものでございます。

議案資料の８ページ・９ページを御覧ください。

右側、現行の第２条において、現在、教育研究所で実施している事業の一部として、教育支援教室の運営及び教育相談について規定しておりますが、次年度より、総合教育支援センターで実施するため、第５号と第６号を削除します。

また、同様に、第３条を削除し、第４条を第３条に、第５条を第４条に繰り上げます。

議案書の８ページにお戻りください。

施行日は、条例の施行日に合わせ、令和８年４月１日としております。

続いて、「第８号議案　綾瀬市総合教育支援センター条例施行規則」について、御説明いたします。

議案書の１０ページを御覧ください。

提案理由でございますが、令和７年１２月議会において綾瀬市総合教育支援センター条例が可決されたことに伴い、総合教育支援センターの休所日、開所時間等を定める施行規則を制定するものでございます。

それでは、規則の内容について御説明いたします。

９ページにお戻りください。

第１条は、綾瀬市総合教育支援センター条例の施行に関し、必要な事項を定める旨、規定しております。

第２条では、センターの休所日について、第１号から第３号までに掲げる日を規定しているほか、第２項において、必要に応じて休所日に開所し、又は臨時に休所することができる旨を規定しております。

第３条では、センターの開所時間は午前８時３０分から午後５時までとし、同様に、臨時に変更できる旨を規定しております。

第４条では、先ほど御説明申し上げました「教育研究所設置条例施行規則」において削除しました、教育相談員の設置に関し、必要な事項を規定しております。

施行期日につきましては、附則にございますとおり、条例の施行日に合わせ、令和８年４月１日としております。

続いて、「第９号議案　綾瀬市立学校職員服務規程の一部を改正する規程」について、御説明いたします。

議案書の１１ページを御覧ください。

提案理由でございますが、下段に記載のとおり、総合教育支援センターの設置に伴い、事務決裁に係る事項について所要の改正を行うものでございます。

議案資料１０ページ・１１ページを御覧ください。

第２条第１６号において、課長の定義について規定しており、右側の現行の規定では、教育委員会事務局の課長及び教育研究所長としておりますが、左側の改正案にございますとおり、課長の定義に総合教育支援センター所長を加えます。

次に、別表第２において、各決裁事項の決裁区分について規定しておりますが、右側の現行で教育研究所の決裁事項としていた教育相談に係る事務について、左側の改正案にございますとおり、総合教育支援センターの決裁事項としております。

また、教育研究所において行っている情報化教育に関する事項について、ここで規定の整理を行っております。

恐れ入りますが、議案書の１１ページにお戻りください。

施行日につきましては、中段の附則にございますとおり、令和８年４月１日としております。

以上で、第７号議案から第９号議案までの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第７号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

（　質疑等の有無確認　）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第７号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（　委員の挙手確認　）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

次に、第８号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

（　質疑等の有無確認　）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第８号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（　委員の挙手確認　）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

次に、第９号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

これは意見というか、感想の部分なのですけど、いよいよ始まるなという、ところがすごく、やっぱり教育委員としての責任も感じますし、子どもたちのためとかそういうところに、この教育支援センターということが、物すごく重要な位置づけであるというふうなことをこの規定からひしひしと伝わってきますので、ここは教育委員一丸となって、協力できる体制をつくっていきたいなと思います。

ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

（　質疑等の有無確認　）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第９号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（　委員の挙手確認　）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

ここで暫時休憩といたします。なお、再開後の審議につきましては、非公開審議となりますので、傍聴者におかれましては、ご退席いただきますようお願いいたします。

（　傍聴者の退席　）

○教育長（袴田毅君）

それでは短いですが、20 分まで、トイレ休憩も含めて 20 分から再開ということで、休憩いたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは会議を再開いたします。

「日程第９　第１０号議案　令和７年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。

教育部長、お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、「第１０号議案　令和７年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて」、御説明いたします。

秘密会議案書の３ページを御覧ください。

提案理由でございますが、中段に記載のとおり、令和７年度の教育委員会に係る補正予算案を市議会３月定例会へ上程するため、綾瀬市長へ意見の申し入れをいたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任に関する規則第２条第１項第４号の規定により提案するものでございます。

今回の補正予算の概要でございますが、令和７年度に実施を予定しておりました、小・中学校の施設改修工事について、国より令和７年度補正予算（案）への事業前倒しの打診があり、国庫補助金を確実に確保するため、令和７年度事業として予算を補正するものでございます。

それでは、補正予算の内容について御説明いたします。

４ページを御覧ください。

始めに、「第１表　歳入歳出予算補正」でございます。

上段の「１　歳入」を御覧ください。

令和７年度補正予算へ前倒しを行う施設改修工事の財源として、

「１６款　国庫支出金」、「２項　国庫補助金」を１，０１１万９千円増額いたします。

次に、中段の「２　歳出」でございます。

施設改修工事に係る費用として、「１０款　教育費」、「２項　小学校費」を１，８３１万円、「３項　中学校費」を１，４０６万円、それぞれ増額し、教育費全体では、３，２３７万円の増額となります。

次に、「第２表　繰越明許費補正」でございます。

国から打診のあった事業の前倒しは、今回の令和７年度補正予算に計上いたしますが、実際の工事は令和８年度中に実施するため、予算を令和８年度に繰り越して執行できるよう、繰越明許費に追加するものです。

続いて、秘密会議案資料の３ページを御覧ください。

今回の補正予算により実施する事業につきましては、令和元年度に実施した体育館飛散防止ガラスフィルム劣化診断調査において、粘着力の低下など劣化が指摘されたものについて改修を行うものであり、３ページには綾瀬小学校体育館棟、４ページに北の台中学校体育館棟の改修工事について、詳細をまとめております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第１０号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

（　質疑等の有無確認　）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第１０号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（　委員の挙手確認　）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第１０　第１１号議案　令和８年度綾瀬市一般会計予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて」、この件を議題といたします。

それでは審議に入りますが、説明は教育部長より教育委員会全体、その後各所属長より所管課の説明をお願いいたします。

では、始めに教育部長、お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、「第１１号議案　令和８年度綾瀬市一般会計予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて」、御説明いたします。

秘密会議案書の５ページを御覧ください。

提案理由でございますが、中段に記載のとおり、教育委員会の令和８年度当初予算（案）について、市議会３月定例会へ上程するため、綾瀬市長へ意見の申し入れをいたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任に関する規則第２条第１項第４号の規定により提案するものでございます。

令和８年度予算につきましては、これまで、令和７年１２月及び令和８年１月の教育委員会会議協議会で、各課等の主な事業について、御説明をさせていただいておりますが、ここで予算案がまとまり、市議会３月定例会で、予算の審議が始まりますので、教育委員会関係予算について、前年度と比較し、大きく増減があったものなど、概要を説明させていただきます。

なお、生涯学習課が市長部局に移管されたことに伴い、令和４年度当初予算より、公民館や図書館、市民文化センター等の権限が移管された事業等に係る予算は、この教育委員会関係予算から除いております。

社会教育分野など、一部、教育委員会に権限が残る事業等に係る予算につきましては、これまでと同様に教育委員会関係予算に含めて計上しております。

それでは、秘密会議案書の６ページ・７ページを御覧ください。

令和８年度の教育関係予算の【歳入】につきましては、最下段(さいかだん)の総計欄にございますとおり、７億９，７９４万円余と、令和７年度と比較し、３，９３０万円余の減となっております。

増減が大きかったものといたしましては、「１６款　国庫支出金」、「２節　小学校費補助金」が、工事内容の変更により、１億１，０８９万円余の減となった一方で、「３節　中学校費補助金」が１億９，８３８万円余の増となり、国庫支出金全体では、８，９５８万円余の増となっております。

次に、１７款の県支出金については、「４項　交付金」に、学校給食の無償化に伴う学校給食費負担軽減交付金を新たに計上したことにより、県支出金全体では、２億３，５１６万円の増となりましたが、保護者から給食費を徴収しないこととなるため、２２款の諸収入が１億２，４６８万円余の減となっております。

次に、２３款の市債は、義務教育施設の整備事業に充当する市債でございますが、小学校体育館空調設備設置工事や綾西小空調設備機能復旧工事の完了等により、２億３，９４０万円余の減となっております。

以上が、歳入でございます。

次に、７ページの歳出でございます。

最下段の総計を御覧ください。

教育費全体では、３２億　５２５万円余となっており、前年度と比較し、７，７６５万円余の増となってございます。

増減が大きいものといたしましては、「１項　教育総務費」、「２目　事務局費」が、総合教育支援センターの設置に伴う事務局職員の増や職員給与費・会計年度任用職員の賃金単価の上昇により９，７７５万円余の増、「５目　教育支援研究費」が、これまで「教育研究所費」として計上しておりましたが、総合教育支援センターの設置に伴い名称を改めるとともに、同センターの整備や管理に係る予算を計上したことにより、７，２１６万円余の増となっております。

「６目　学校教育費」が、小学校の給食費が無償化することにより、就学援助として支出しなくなるため、３，８８１万円余の減、「２項　小学校費」が、体育館空調設備設置工事や綾西小学校空調設備機能復旧工事が完了したことにより、４億３，１０７万円余の減、「３項　中学校費」が、綾瀬中学校空調設備機能復旧工事を実施することにより２億７，３６９万円余の増となっております。

以上で説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

続きまして、各所属長より説明をお願いいたします。

始めに教育総務課長、お願いいたします。

○教育総務課長（三田哲郎君）

それでは、教育総務課が所管します、主な予算の概要について説明をさせていただきます。

「令和８年度教育委員会関係当初予算資料」の７ページを御覧ください。

下段の小学校施設維持管理経費ですが、令和７年度と比較して、約６８６万円の増となっております。

こちらは、民間施設を活用した水泳指導業務委託の学校を３校から２校を増やし、５校にしたことが主な理由となっております。

次に、８ページを御覧ください。

上段の小学校改修事業費ですが、今年度まで進めてきた学校体育館への空調設備の設置が完了したことなどで、令和８年度は約４億１，３１３万円の減額となっております。

また、主な事業といたしましては、記載の工事などの経費を計上しております。

次に、９ページを御覧ください。

上段の生徒会活動支援補助金ですが、中学生が将来の持続的な社会のつくり手、参画者となって、社会を生き抜く力を身につけるため子どもたちの自由な発想で様々なことにチャレンジすることの後押しをしたいと考えております。

そこで、中学校の生徒会に立候補する生徒が生徒会選挙に臨むに当たり、実施したいことを具体的に形に出来るよう、学校の生徒会に対して１０万円を補助し、生徒が主体的に考えた公約の実現を支援したいと考えております。

次に、１０ページを御覧ください。

中学校施設改修事業費ですが、令和７年度と比較して約２億８，２７０万円の増となっております。

これは、綾瀬中学校空調設備機能復旧事業の本格実施によるものになります。

このほか、維持補修工事などの経費を計上しております。

最後に、３１ページを御覧ください。

ＮＯ．１～５が教育総務課に配置される会計年度任用職員となっております。

教育総務課からの説明は以上となります。

よろしくお願いします。

○教育長（袴田毅君）

続いて、学校教育課長課長、お願いいたします。

○学校教育課長（山上貴司君）

それでは、学校教育課が所管いたします令和８年度当初予算の概要につきまして、学務担当、続いて学校給食センターの順で説明をさせていただきます。

議案資料１２ページ上段の教職員健康診断経費を御覧ください。

本事業は定期健康診断やストレスチェック、長時間時間外勤務等を行った教職員への面接指導を実施することにより、教職員の心身の健康や保持増進を図るものでございます。

令和８年度は人員確保に要する経費の増加等を要因として、教職員定期健康診断の実施に係る委託料単価が増額となることにより、今年度予算と比較して８６万６，０００円の増額となっております。

次に、議案資料の１３ページ上段の学務管理経費を御覧ください。

本事業は学務事務を円滑に推進するための事業でございます。

令和７年１２月に当課が所管する就学事務システムについて、標準準拠システムへの移行が完了したことに伴い、令和８年度以降もシステム使用料が情報政策への一括計上に変更となったほか、令和７年度に実施いたしました教職員勤怠管理システムの導入業務委託が完了したことにより、全体で４２７万７，０００円の減額となっております。

次に下段の要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業費を御覧ください。

本事業は経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に対して学用品費など就学に必要な経費の一部を援助するものでございます。

本事業の援助対象経費に掛かる援助額は国が定める予算単価等に準拠しておりますことから、文部科学省が一部の単価について増額を実施することを受けまして令和８年度の援助額の変更を行います。

また、援助対象経費の一部である学校給食費につきましては、規定で定める完全給食の額を上限として保護者が負担する実費額について援助を行っておりますが、令和８年度は学校給食費の

抜本的な負担軽減の実施等に伴い、小学校における保護者負担が実質０円となることから、援助額相当分の形状が不要となることなどにより、３，４１４万５，０００円の減額となっております。

次に議案資料１４ページの上段の特別支援教育の就学奨励事業費を御覧ください。

本事業は小学校・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者等への経済的負担を軽減し、もって特別支援教育を奨励するため学用品費など就学に必要な経費の一部を援助するものでございます。

令和８年度は特別支援学級在籍者の増加に伴い、給付対象者の増加が見込まれておりますが、就学援助事業と同様、学校給食費の抜本的な負担軽減の実施等に伴い、保護者負担がなくなる小学校の学校給食費に係る援助額相当分が減額となりますことから、８３万７，０００円の減額となっております。

次に、議案資料１５ページ上段の奨学金給付事業費をごらんください。

本事業は、経済的な理由で、高等学校等での就学が困難な者に対して、就学を奨励するために奨学金を給付する事業でございます。

令和８年度は高等学校等の授業料に充当される高等学校等就学援助金制度の拡充による、いわゆる高校無償化が実施されることになっておりますが、本市の奨学金給付事業は、授業料以外の経費を対象として実施しておりますことから、引き続き、本事業による援助を実施してまいりたいと考えております。

なお令和８年度は、給付対象者が、今年度よりも減となる見込みでありますことから、４８万円の減額となっております。

次に、会計年度任用職員の任用についてでございます。

議案資料３２ページ、Ｎｏ８の、中学校少人数指導支援教員をごらんください。

本事業は１日、５時間３０分、週５で勤務の市負担の非常勤講師を任用し、１学年から３学年までの各学年におきまして、数学と英語の人数指導の充実を図るものでございます。

令和８年度は、今年度と同様１７名の市費負担非常勤講師を任用してまいります。

次に、議案資料３２ページの９、学び舎サポーターについて、ごらんください。

本事業は、放課後及び長期休業期間において、中学生学び舎支援事業を実施するため、市費負担非常勤講師を任用し、高等学校等への進学に不安を抱えている生徒が自ら進路を選択できる力を養えるように、学習のつまずきの解消や、基礎学力の向上を図るための事業でございます。

現在中学校で小人数指導を行っている、市負担常勤講師を、本事業において、学び舎のサポーターとして就任をし、連立の放課後に１時間程度、長期休業期間が２時間３０分程度の学習支援を実施しております。

令和８年度は引き続き１７名の学び舎サポーターを利用し、生徒の個々の状況に寄り添った、きめ細やかな支援を行える環境を整備してまいります。

なお、会計年度任用職員に係る予算につきましては、今年度と比較いたしまして、賃金単価が増額となっておりますことから、令和８年度の予算では学務担当が任用いたします全ての会計年度任用職員による予算額が増額となっております。

学務の担当が所管いたします事業の補足説明は以上になります。

よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

続いて、学校給食センター所長、お願いいたします。

○学校給食センター所長（比留川晋一君）

それでは、学校教育課　学校給食担当　学校給食センターの当初予算につきまして、御説明させていただきます。

議案資料の１０ページを御覧ください。

上段の学校給食運営経費でございます。

これは、小中学校の学校給食の経費のうち、給食食材の調達及び調理等に要する経費でございます。

給食用の食材購入費である賄材料費、学校給食の調理及び配送の委託業務経費のほか、調理用消耗品、白衣等の被服などの経費を計上しております。

令和８年度予算につきましては、７億４，５７３万５，０００円、令和７年度予算に対しまして、１億２，２７０万８，０００円の増額となっております。

増額の主な要因といたしましては、小中学校の学校給食費の値上げに伴う賄材料費の増額のほか、学校給食の調理及び配送の委託業務の契約更新に伴う委託料の増額、真空冷却機などの大型調理機器の更新に伴う備品購入費の増額などによるものでございます。

また、財源内訳の中で、国庫支出金の金額が５，３０６万３，０００円、県支出金が２億２，０５３万９，０００円計上されております。

こちらは、物価高騰に伴う保護者の負担軽減のため実施する令和８年度の小学校給食費を実質無償とする支援、中学校給食費の半額補助に必要な財源となっております。

県支出金については、国が実施する小学校給食費の抜本的な負担軽減により交付される基準額の児童１人当たり５，２００円の対象児童分の累計額となっております。

国庫支出金については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となっており、国が実施する小学校給食費の抜本的な負担軽減で交付される基準額では不足する給食費の保護者負担を求めず、市が補助することで、市内小学校の給食費を実質無償とする支援と、中学校給食費の半額補助に財源充当するものでございます。

次に中段のＮＯ．２の学校給食センター維持管理経費でございます。

これは、学校給食センターの施設を維持管理するための経費でございます。

光熱水費のほか、調理機器の修繕や施設の修繕などの経費を計上しております。

令和８年度予算につきましては、８，３９１万４，０００円、令和７年度予算に対しまして、８３８万７，０００円の減額となっております。

減額の主な要因といたしましては、学校給食センターの調理器具等の経年劣化に伴う物件修繕料の減額などによるものでございます。

続きまして、３２ページを御覧ください。

上段のＮＯ．６の学校給食センターにおける会計年度任用職員でございますが、令和７年度と同様、各小・中学校に学校の給食配業務に従事する職員として、小学校２５人、中学校１２人を配置してまいります。

以上、学校給食センターの補足説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

続いて、教育指導課長、お願いいたします。

○教育指導課長（春木純子君）

それでは、教育指導課の当初予算をご説明させていただきます。

資料の１６ページを御覧ください。

下段の「支援教育推進事業費」でございますが、これは、学校生活や学習に配慮を要する児童・生徒を支援する、学習支援者の配置に伴う経費でございます。

令和７年度予算に対して、１，０８万９，０００円の増額となっておりますが、これは、学習支援者への謝金改定による増額でございます。

次に、１７ページを御覧ください。

上段のＮＯ．４「国際交流教育推進事業費」でございますが、これは、外国語活動や英語コミュニケーション能力の充実を図るとともに、外国籍児童・生徒等に対する学校生活への適応支援や日本語能力の育成を行うための経費でございます。

令和７年度予算に対して、７２万５，０００円の増額となっておりますが、これは、主に日本語指導協力者謝金の増額と、日本語巡回サポーター委託時間数の増によるものでございます。

次に、１８ページを御覧ください。

下段のＮＯ．６「校外活動補助事業費」でございますが、これは、中学校部活動を振興・奨励するための経費でございます。

令和７年度予算に対して、５６０万１，０００円の減額となっておりますが、これは、主に、中学校部活動の地域展開開始に伴い、モデル事業が終了し、地域クラブ指導士への謝金が移行され、部活動振興会補助金が減額されたことによるものでございます。

地域クラブを所管するスポーツ課・生涯学習課とともに連携して、中学校部活動の地域による運営を目指してまいります。

最後に３３ページを御覧ください。

任用は職員課で行っておりますが、ＮＯ．１１～１５が教育指導課に配置される会計年度任用職員となっております。

おおむね令和７年度と同様に配置してまいります。

以上、教育指導課の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

続いて、教育研究所長、お願いいたします。

○教育研究所長（渡邊倫康君）

それでは教育研究所が所管いたします、令和８年度当初予算の概要につきまして、ご説明させていただきます。

議案資料２２ページをご覧ください。まず、表記の説明をさせていただければと思います。２２ページ下段の「教育支援教室維持管理経費」をご覧ください。所属名が教育研究所となっていますが、その隣に８年度所属名として総合教育支援センターと書かれております。同じように、来年度に総合教育支援センターに移管する事業につきましては、このような表記になっておりますので、ご承知おきいただければと思います。

それでは、２３ページをご覧ください。上段の総合教育支援センター管理経費ですが、総合教育支援センター運営のための管理経費でございます。現在、建設工事中のユニットハウスのリー

ス料1,760万円、土地建物の賃貸借料480万円、その他、インターネット通信料、電気、上下水道等光熱水費、清掃業務及び機械警備の委託料になります。

続きまして、下段の教育研究研修事業費ですが、研究会や研修講座及びオンライン教材を活用した児童・生徒の学力向上を実施するための経費でございます。令和７年９月より利用しているAI型オンライン学習ドリル・授業支援ソフトのミライシードの使用料が令和７年度の７か月分から次年度は１２か月分に増えているため、予算が増額しております。

２５ページをご覧ください。上段の総合教育支援センター整備事業費ですが、現在改修工事を行っており、来年５月までが工事期間となっているため、工事費用については、継続費として、次年度も約3,600万円を工事費として予算計上しております。

２６ページをご覧ください。上段の小学校ICT化推進事業費と２７ページ上段の中学校ICT化推進事業費でございます。ICT環境を充実させ、情報教育及び教職員の校務効率化を推進するための経費でございます。主な増減理由ですが、ネットワーク増強に伴う各種設定業務、タブレット廃棄委託などの終了による減となっております。

なお、教職員が使用している校務用パソコンの動作が遅い事が課題となっておりますが、課題解決のため、公務用パソコンのＨＤＤ（ハードディスクドライブ）からＳＳＤ（ソリッドステートドライブ）に換装し、動作の改善予定のため、消耗品の予算が増額となっております。

２６ページの下段をご覧ください。小学校不登校支援事業費及び、２７ページ下段の中学校不登校支援事業費ですが、不登校や不登校傾向の児童・生徒の支援を行い、学校への復帰及び不登校の未然防止を図るための事業になります。

小学校不登校支援事業費ですが、校内教育支援教室の消耗品購入終了に伴う減、また、中学校不登校支援事業費については、今年度、中学校の校内教育支援教室の環境整備が終了した事に伴い、予算が減額となっております。なお、次年度に限り、中学校各校に２万円の消耗品予算を計上しております。

ページが少し飛びますが、３４ページをご覧ください。教育研究所が所管しております、会計年度任用職員についてでございます。次年度については、総合教育支援センターの開設や不登校等支援員の勤務時間拡充などのため、予算・人数が増となっております。

総合教育支援センター開設のための増となった箇所につきましては、No16の教育心理相談員、No17のスクールソーシャルワーカー、No22の言語聴覚士が追加となっております。

言語聴覚士及び教育心理相談員については、ことばの教室及びまなびの教室、必要に応じ特別支援学級等担当の教職員への指導・助言や、児童が通級する時の判断を行うなどを想定しております。

スクールソーシャルワーカーについては、まだどこにも繋がっていない児童・生徒支援として、学校と連携して家庭訪問等を行う事を想定しております。

次に、No20のＩＣＴ補助員になりますが、次年度、校務パソコンをＨＤＤからＳＳＤへ換装する予定となっております。換装作業は研究所職員が実施しますが、職員の作業補助のため、予算額が増となっております。

次に、No21の不登校等支援員についてですが、現在４時間勤務となっており、午後の時間の校内教育支援教室での支援が課題となっております。

そのため、勤務時間を６時間に延長し、午後の時間まで対応できるように拡充しております。

その他については今年度と同人数、同時間となっておりますが、時給増により予算額が若干増加となっております。

なお、No19のＩＣＴ支援員とNo20のＩＣＴ補助員以外については、次年度、総合教育支援センターの所管となる予定となっております。

教育研究所からは以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

続いて、生涯学習課長、お願いいたします。

○生涯学習課長（瀧川泉君）

それでは、生涯学習課が所管いたします令和８年度当初予算のうち、補助執行事務として、教育委員会の権限で実施する事業予算の説明をさせていただきます。

資料の２８ページをご覧ください。

全体で６つの事業がございますが、その中で、予算額に増減のある事業に絞って、御説明いたします。

はじめに、上段の「社会教育管理経費」でございますが、生涯学習を推進するために必要な、社会教育委員の報酬や、地域学校協働活動推進員の報償費などの経費でございます。

こちらはＲ７年度比で５１万６千円の減となっておりまして、その理由は、今年度は、神奈川県が関東甲信越静社会教育研究大会の当番県となっており、その運営に参加する本市社会教育委員の臨時的経費の発生や、今年度中に策定予定である「生涯学習推進プラン・後期実行計画」の印刷製本費を計上しておりますが、令和８年度には当該事業がないため減となっております。

次に、下段の「生涯学習振興基金積立金」でございますが、生涯学習の振興に必要な事業資金に充てるための、基金への積立金となっております。

こちらはＲ７年度比で２千円の増となっておりまして、その理由は、基金を運用しております、定期預金と普通預金の利率の上昇を見込んだことによります。

続いて、２９ページの下段と、３０ページを御覧ください。

こちらに記載のある市Ｐ連、民俗芸能保存協会、文化団体連盟の３件は、社会教育関係団体への補助金となります。

今年度は、この３団体のほかに、地域婦人団体連絡協議会への活動補助金も計上しておりますが、当該団体が会員の高齢化により、残念ながら今年度での解散を予定しているため、令和８年度は、同団体への補助金は皆減となり、予算計上は無しとなっております。

以上、生涯学習課の補助執行事業の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、これより第１１号議案の質疑・討論に入りますが、こちらも所属ごとに行います。

最後に全体の質疑・討論を行ってまいりますのでよろしくおねがいします。

では、始めに教育総務課の予算に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。はい、斎藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

資料の９ページの、事業名が生徒会の事業が、新しい新規のものになりますが、こちらは何か見ると、本当に、子どもたちが考えてやるというだなと思いますがそれの、そもそもの目的と、あと公約に対してこれはもう予算をとって、お金を使うということなのでそこで想定される、問題とかも、こういうことが起きるのかなとか何かそういうのがあったら教えてください。

○教育長（袴田毅君）

はい、教育総務課長。

○教育総務課長（三田哲郎君）

まず、この事業の目的というところでは、先程も触れたのですが、中学生が、将来、国や社会、ＳＤＧｓ も言われていますが、その辺のところで、綾瀬市の将来を見たときに、やっぱりいろんな経験をさせていきたいというところの思いがございました。

そういった中で、教育大綱にもありますように社会を生き抜く力を身につけると、いろんな目的を重ねながら、この事業を企画したところでございます。

また、１０万円と言いながらも、１０万円という中身は、税金がベースになっております。

そういった税金を使うということの、中学生の教育の側面のようなところがありますのでそういったところを、この補助金等のスキームの中で、生徒が関わり合いながら、そこはしっかり教育総務課の職員が、対応して教えていくようなところと、あと学校では、先生たちも協力をいただきながら、進めていこうと考えております。

また、中学生が、身近な自分の課題を、自分事としてとらえて、みんなのために行動する機会、そういった機会は、やはり何回もやっていかないと、身につかないというところがありますので、そういった成長につなげるための事業が必要ではないか。

またほかの生徒たちにとっても、その生徒会でもそのアイデアが実現するさまを目の当たりにすることで、自分たちの意見ということを尊重されるんだというところや、課題解決に向けた思いが実現できるんだというところの実感を通して、社会の一員としての意識向上につながればという形で考えております。

○教育長（袴田毅君）

はい、齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

本当にいい事業だったと思いますので、こういうのに、どういう事業が幾つ、各学校によって違うと思うので、そういうのは、是非教えていただきたいなというふうに思います。

期待しております。

○教育長（袴田毅君）

ほかいかがですか。

○教育長（袴田毅君）

それでは、続きまして、学校教育課と給食センターの予算に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

はい、田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

給食センターに関わって１点。

それから、任用職員、少人数指導の件に関わって１点、合計２点質問させてください。

確認もありますけど、一つ目の給食センターの関わる部分で、来年度、令和８年の４月から小学校も中学校もこれを見ると、無償化にするということでしょうか。

その確認が１点。

○教育長（袴田毅君）

はい、給食センター所長。

○学校給食センター所長（比留川晋一君）

先ほどの補足説明の中でも、申しましたが、小学校に関しては、令和８年度は無償化、中学校は半額補助でございます。

○教育長（袴田毅君）

はい、それでよろしいでしょうか。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

はい、結構です。

それともう一つは、少人数任用職員の３２ページになりますか、その少人数指導に関わる人数、令和８年度５人ってなっていますが、今、令和７年度の現状を教えてください。

で、可能であればどこの学校に配置しているのか教えていただきたい。

○教育長（袴田毅君）

はい、令和７年度の現状を、よろしいですか。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

はい、では小学校の少人数指導につきましてです。令和７年度は、５人の非常勤講師を雇っております。

配置校としましては、綾瀬小学校、綾北小学校、綾西小学校、綾南小学校そして土棚小学校の５校となっております。

７年度の現状は以上になります。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

ということは、今、人数的には５人という理解でいいのでしょうか。それとも、もっと。

○教育長（袴田毅君）

はい、学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

はい、令和７年度も５名、そして令和８年度も５名の予定となっております。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

ということはこれ、何十万か上がっていますよね。

○学校教育課長（山上貴司君）

はい。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

これは何でしょうか、まあだいたい分かるのですか、教えてください。

○学校教育課長（山上貴司君）

はい、令和年７年度の、賃金単価でございますが、２，６６３円になっていました。ですが令和８年度は２，８０９円ということで、１４６円増額によるものでございます。

○教育長（袴田毅君）

はい、どうぞ。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

先日、土棚小学校の研究授業を見に行きました。

ほとんどのクラスがもう１８人程度で、いわゆる少人数指導のクラスになっているような感じがします。

ただやっぱりそれだけ、目が行きとどいて実践が出来ますので、なかなか難しいとは思いますが、ぜひとも今後、大きい学校には派遣できればいい、という要望希望です。

少人数指導は派遣する基準が決まっていますか。

○教育長（袴田毅君）

はい、学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

はい、要綱等はしっかりと整備しているような状況です。

○教育長（袴田毅君）

人数に、決まりがあるかという点については。

○学校教育課長（山上貴司君）

厳密にはなかったと思います。

○教育長（袴田毅君）

はい、ほかはよろしいでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

はいそれでは、続きまして、教育指導課の予算に関しまして、質疑討論がございましたらお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

はい、亀ケ谷委員。

○委員（亀ケ谷由美子君）

１８ページの、下の段の校外活動補助事業費についてになりますが、この事業の内容を詳しく教えていただきたいということと、この事業説明の中に、綾瀬市中学校部活動振興会補助金とその下の政党派遣費補助金、これを合わせて１，４００万円程ありますが、内訳というか、ざっくり、どんなことに使っているのかということを教えていただければと思います。

○教育長（袴田毅君）

もう一度確認しますか。

○教育長（袴田毅君）

はい、教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

まず、校外活動補助事業費についてでございますが、中学校部活動を振興奨励するための経費というところで、例えば今、中学校の部活動指導顧問に関わる案件に関わる費用等、また、綾瀬市中学校部活動振興会に対する補助金等を、補助金の執行になっております。

部活動振興会補助金につきましては、各、今、中学校１９種目ございます。

運動部９種目、文化部１０種目の部活動に対する運営にかかる費用、または、部活動指導協力者の派遣についての費用等をこちらの補助金で担っております。

○委員（亀ケ谷由美子君）

ありがとうございました。

○教育長（袴田毅君）

よろしいですか。

はい、ほかはいかがでしょうか。

はい、林委員。

○委員（林紀美子君）

２０ページの、学校災害見舞金支給事業費になりますが、年間どのぐらいの児童・生徒が支給されていて、どのような災害があるのか、詳しく教えていただけたらと思います。

○教育長（袴田毅君）

はい。教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

こちらの学校災害見舞金でございます。

令和６年度につきましては、小学校、中学校合わせて６名の児童生徒に対し、８５，０００円の支給をしております。

内容につきましては永久歯が折れた、または抜髄した、７日間以上の入院等によるものでございます。

今年度につきましても、同様に、今約４名の児童・生徒に対して、歯が折れた、または抜髄した、長期入院による理由によりこの事業を執行しております。

○委員（林紀美子君）

ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

よろしいですか。

教育指導課の方、他よろしいですか。

○教育長（袴田毅君）

続きまして、教育研究所の予算に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

はい、では研究所はよろしいですね。

○教育長（袴田毅君）

続きまして、生涯学習課の予算に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

はい、林委員。

○委員（林紀美子君）

はい。２９ページの、家庭教育推進事業費についてになりますが、こちらのほうに、家庭教育講座、地域家庭教育講座１６講座とありますが、私がＰＴＡやっているときも、家庭教育講座を開くと、人数は集まらなくて、とても大変だった記憶がありますが、現在、何校で、家庭教育講座を開催しているのか知りたいと思います。

○教育長（袴田毅君）

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧川泉君）

はい、御質問の各担Ｐの地域家庭教育講座の開催状況でございます。

今、お話もありましたように、ＰＴＡの負担というのを我々も今考えて事業展開しております。

ＰＴＡの方がやれる範囲でやってよかったって思える活動をやってもらうために、決して強制、押しつけはしてございません。

ですので、こちらのほうも、実際、やらなければいけないのですかという問合せも毎年ここ数年教頭先生経由で１、２件入ってきます。

その際は、強制ではございません、ただこんな講座が、去年の実例だと、上手くいって人も集まって、感想もすごくやってよかったという感想が多いですよという、材料は提供してございます。

で、結論といたしまして、実施状況、今年度は、小学校１０校中８校が実施、中学校は５校全部が実施しております。

前年度につきまして、令和６年度につきましては、小学校が１０校中７校、中学校が５校中３校です。

ただ綾北中学校が、やってすごくよかったのでもう１回やりたいということで、イレギュラーだったのですけど、綾北中が２回を開催してございます。

このような状況でございます。

○教育長（袴田毅君）

はい、よろしいですか。

他はどうでしょうか、生涯学習課。

よろしいですか。

○教育長（袴田毅君）

最後に、予算全体について、質疑等がありましたら、お願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

はい、よろしいですかね。

それでは質疑討論なしと認めます。

これより、第１１号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（　委員の挙手確認　）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第１１　第１２号議案　綾瀬市職員定数条例の一部を改正する条例について」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。

教育部長、お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、第１２号議案「綾瀬市職員定数条例の一部を改正する条例（案）について」、御説明いたします。

秘密会議案書の９ページを御覧ください。

提案理由でございますが、本条例（案）について、綾瀬市議会３月定例会に上程するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、綾瀬市長から意見を求められましたので、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第２条第１項第４号の規定により提案するものでございます。

改正の内容につきまして、秘密会議案資料の３５ページを御覧ください。

概要でございますが、１に記載のとおり、本条例において規定している教育委員会の職員数の上限である職員定数について、現行の３７人から６人増員し、４３人とするものでございます。

改正理由は、２に記載のとおり、総合教育支援センターの設置に伴い、現行の条例定数に余裕がなく、新たな職員配置に対応できないため見直しを行うものです。

施行日につきましては、３に記載のとおり、令和８年４月１日としております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第１２号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

（　質疑等の有無確認　）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第１２号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（　委員の挙手確認　）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第１２　第１３号議案　綾瀬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、第１３号議案「綾瀬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について」、御説明いたします。

秘密会議案書の１１ページを御覧ください。

提案理由でございますが、本条例（案）について、綾瀬市議会３月定例会に上程するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、綾瀬市長から意見を求められましたので、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第２条第１項第４号の規定により提案するものでございます。

改正の内容につきまして、秘密会議案資料の３８ページ・３９ページを御覧ください。

特別職の職員で非常勤のものの報酬について、その職務と責任に応じた報酬の額に見直すため、１の表に記載のとおり、報酬額の引き上げを行うものでございます。

教育委員会が所管する非常勤特別職については、「教育委員会の委員」の報酬を、月額７１，４００円から８５，３００円に引き上げます。

また、「いじめ防止等対策委員会委員」の報酬につきましては、日額８，４００円、重大事態の調査は３０．０００円を超えない額としておりましたが、

日額２３，０００円に引き上げるとともに、２時間を超える場合３０分ごとに５，０００円を加算することといたします。

施行日につきましては、３に記載のとおり、令和８年４月１日といたします。

恐れ入りますが、秘密議案書の１４ページにお戻りください。

先ほどの第１２号議案とあわせ、綾瀬市長から意見聴取の依頼がございましたので、依頼分の写しを掲載しております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第１３号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

質疑・討論なしと認めます。

（　質疑等の有無確認　）

○教育長（袴田毅君）

これより、第１３号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（　委員の挙手確認　）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第１３　第１４号議案　和解の成立について」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、第１４号議案「和解の成立（案）について」、御説明いたします。

秘密会議案書の１５ページを御覧ください。

提案理由でございますが、損害賠償請求に係る和解の成立について、綾瀬市議会３月定例会に上程するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、綾瀬市長から意見を求められたので、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第２条第１項第４号の規定により提案するものでございます。

秘密会議案資料の４７ページを御覧ください。

和解の概要でございます。

１著作権侵害の概要でございます。

綾瀬市立春日台中学校が令和６年７月１９日付けで発行いたしました「春日台だより　第２０号」において、インターネットから入手したイラスト１点を掲載いたしました。

当該イラストの著作権は野口康二氏が有するものであり、当該イラストが公開されていたホームページの利用規約には当該イラストを使用する場合、所定の料金が発生することが記載されておりました。

しかしながら、当該利用規約の確認を怠り、在籍する生徒等に配付するとともに、当該中学校のホームページでこれを公開いたしました。

これにより、野口康二氏の著作権を侵害したことになったものでございます。

次に、２和解までの経過でございます。

令和７年１０月２１日付けで、野口康二氏の代理人弁護士から、当該中学校による著作権侵害に基づく損害賠償金として、当該イラストの使用料として８万８，０００円、許諾を得ないイラストの使用による違約金として８万８，０００円、合計で１７万６，０００円の支払いを求める書面の送付がございました。

この請求に対し、市顧問弁護士等との協議の結果、当該イラストの使用料である８万８，０００円については、市が支払義務を負うものであることが確認され、代理人弁護士に対しその旨を通知したところ、損害賠償金を８万８，０００円とすることで合意する旨の書面が代理人弁護士から送付されたところでございます。

恐れ入りますが、秘密会議案書の１６ページにお戻りください。

和解の成立に当たっては、下段の提案理由にございますように、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定に基づき市議会の議決を経る必要があるため、提案するものです。

当事者でございますが、相手側の甲は、イラストの著作権者である野口康二氏、乙は綾瀬市となっております。

次に、和解の内容でございますが、記載の５点となっております。

(1) 市は、著作権を侵害したことを認め、謝罪の意を表すこと、

(2) 市は、令和８年５月３１日までに、損害賠償金として８万８，０００円を支払うこと、

(3) 市が使用していたイラストをインターネット上から削除したことを確約すること、

(4) 市は今後、本件で使用していたイラストを無断で使用しないことを確約すること、

(5) 本件に関し、本書に定める他には、債権債務が存在しないことを相互に確認すること。

以上のとおり、当事者間で和解内容について確認が取れましたことから、その解決を図るための和解を成立いたしたく市長に原案のとおり同意する旨を回答したいと考えております。

なお、１７ページには、本件に関する市長からの依頼文の写しを掲載しております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第１４号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

齊藤委員

○委員（齊藤隆訓君）

こういうこともねこれから著作権とか、いろんな問題が出てくると思います。

どちらかというと、出てしまったものしょうがない、もう問題を今後どうやって周知していくのかとか、次に出ないようにどうするのかとか、そういう対策があったら、教えてください。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

本件を受けての今後の対応でございますが、まず、これまで著作権に関わる研修、どのようなものがあったか、見直しております。

また、その中で、学校が希望して受けられる研修等については、再度周知をし、著作権に関わる知識、理解を深め、このような案件を再発防止に努めるよう学校へ指導しております。

また、校長会、教頭会を通じまして、著作権に関わる資料、こちらで精選したもの学校に配付しております。

以上でございます。

○委員（齊藤隆訓君）

ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

とてもこの対応は、よかったと思うし、市がしっかりと先生をフォローアップしたのですよね。

多分こういうのは、個人への請求とかも来るのを市として和解をしてあげる、これはや先生たちの生きがいにもつながると思うのです。

だから私は知らなかったのですが、今後も、今、お話があったように、インターネットを活用したりすると、こういうことが起こりうるという前提で、対応や指導を重ねていかなければいけないと思いますが、何よりも、悪意でやったのではなくて、多分善意ですよね。

内容まで見ていませんが、それを使って、良くしていこうと思ってのことと理解をしているのです。だから、きっと先生も学校も、守ってくれてるということを感じられれば、今後もやりがいがあると思うので、よかったと思います。

○教育長（袴田毅君）

ありがとうございます。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

感想です。

○教育長（袴田毅君）

まさにそのでもね、まだ、学校だよりを何とかやわらかい雰囲気にするためにイラストを使いたかったと。

さらには、フリー素材というものを入れて検索した結果で、これを使ったと。

フリー素材と検索しても、必ずしも、全てフリーではないというところが、まだこれから我々が学んでいかなければいけないって言うのですかね。そんなところかなと。

○教育長（袴田毅君）

他はよろしいでしょうか。

（　質疑等の有無確認　）

○教育長（袴田毅君）

それでは、質疑・討論なしと認めます。

これより、第１４号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（　委員の挙手確認　）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

ここで暫時休憩といたします。

○事務局（野尻裕一）

再開後は、第１５号議案の非公開の審議となりますので、議題に関係されます教育部長、教育総務課長、学校教育課長の出席をお願いします。

その他の所属長におかれましては、午前中で協議会、一応終了はしたのですが別件で一つ、報告案件がございます。

そちらに御出席をお願いしたいと思います。

開始時間は会議終了ご案内をさせていただきます。

市民環境部長と、生涯学習課長におかれましては、御出席いただく議事は以上で終了となります。

ありがとうございました。

（非公開審議）

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

質疑がないようですので、第１号報告を終了いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、綾瀬市教育委員会会議２月定例会を閉会いたします。

午後３時２９分　閉会